第八十一条の十中「掲げる書類」を「定める書類」に、「ホからトまで」を「ホからチまで」に、「「令第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知をする日」とあるのは「令第三百三十九条第一項若しくは第三項又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による告知書又は書類（以下この条において「告知書等」という。）を提出する日」と、「当該告知をする」とあるのは「告知書等を提出する日」と、同条第四項中「令第三百三十六条第一項」を「令第三百三十六条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」に改める。

第八十一条の十四中「掲げる書類」を「定める書類」に、「ホからトまで」を「ホからチまで」に、「「令第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知をする日」とあるのは「令第三百三十九条の二第一項若しくは第二項又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告知書又は書類（以下この条において「告知書等」という。）を提出する日」と、「当該告知をする日」とあるのは「告知書等を提出する日」と、同条第四項中「令第三百三十六条第一項」を「令第三百三十六条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）」に改める。

第八十一条の二十第二項を削り、同条第三項中「第一項において準用する」を「前項において準用する」に改め、「第三百四十二条第一項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」を加え、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条の二十五第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条の二十九第二項を削り、同条第三項中「第一項に」を「前項に」に、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条の三十三第二項を削り、同条第三項中「第一項において準用する」を「前項において準用する」に改め、「第三百四十八条第一項」の下に「（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）」を加え、「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条の三十六第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項の」を「第三項の」に、「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三百五十条の三」の下に「（先物取引の差金等決済をする者の告知）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第八十一条の三十八第二項を削る。

第九十四条第一項第三号中「退職手当等の金額及びその退職手当等に」を「（退職手当等の徴収税額）」に改め、同項第六号中「第三十条第四項第一号（退職所得控除額の特例）」を「第三十条第五項第一号（退職所得）」に改め、「（退職手当等の徴収税額）」を削る。

第九十七条の二第一項中「、当該株式無償割当ての効力を生ずる日の属する年の翌年一月三十一日までに」を削る。

第九十七条の三第一項中「、当該株式無償割当ての効力を生ずる日の属する年の翌年一月三十一日までに」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）

第九十七条の三の二　外国法人と法第二百二十八条の三の二（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）に規定する政令で定める関係にある内国法人の役員（同条に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）若しくは使用人である居住者又は外国法人の国内にある営業所等（同条に規定する営業所等をいう。以下この項において同じ。）において勤務する当該外国法人の役員若しくは使用人である居住者（以下この項において「役員等」と総称する。）が、当該役員等と当該役員等に係る外国親会社等（同条に規定する外国親会社等をいう。以下この項において同じ。）との間の契約により付与された令第三百五十四条の三第二項各号（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書）に掲げる権利（以下この項において単に「権利」という。）に基づき当該外国親会社等から株式、金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与（以下この項において「供与等」という。）を受けた場合には、当該内国法人又は営業所等の長は、法第二百二十八条の三の二の規定により、その経済的利益の供与等を受けた者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を、当該内国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その経済的利益の供与等を受けた者の氏名及び住所又は居所

二　その経済的利益の供与等を受けた年月日

三　その供与等を受けた経済的利益の内容

四　その供与等を受けた株式の価額又は金銭その他の経済的利益の額及びその表示通貨並びにその計算の基礎となつた次に掲げる事項

イ　その供与等を受けた株式の数又は金銭その他の経済的利益の供与等の基因となつた権利の単位数

ロ　その供与等を受けた日における株式一株当たりの価額又は権利一単位当たりにつき供与等を受けた金銭その他の経済的利益の額及びその表示通貨

五　その経済的利益の供与等の基因となつた権利に関する次に掲げる事項

イ　当該権利の付与に関する契約を締結した年月日

ロ　当該権利の種類

ハ　当該権利に基づき取得することができる株式の総数又は金銭その他の経済的利益の総額（当該権利の付与に関する契約において、当該株式の総数又は経済的利益の総額が定められていない場合には、当該契約により付与された権利の総数）

ニ　当該権利の付与に関する契約を締結した外国親会社等の名称及び本店又は主たる事務所が所在する国の国名

六　その他参考となるべき事項

2　前項に規定する調書の書式は、別表第九㈢による。

第九十七条の四第一項及び第百六条中「別表第九㈠」を「別表第九㈢」に改める。

別表第六㈠の表の備考2㈡を次のように改める。

㈡　「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下この表において「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

別表第六㈠の表の備考2㈣中「記載すること」の次に「。また、自己が支払う退職手当等又は法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること」を加え、同表の備考2㈤に次のように加える。

㈤　令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

㈥　令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

別表第六㈠の表の備考2㈥中「第30条第4項第2号」を「第30条第5項第2号」に改め、同表の備考2に次のように加える。

㈦　その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第203条第8項に規定する退職所得の受給に関する申告書に、法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る㈡及び㈢に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。

別表第六㈠の表の備考3中「添付する」を「、添付する」に改める。

別表第九㈠の表の次に次の一表を加える。